



厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）より

発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

※厚生労働省HPを参照してください。

社員の皆さん！検温を受け、熱が37.5度以上あったら、「就業不可」ということを現場管理者に確認し、現場管理者から指示を受けて帰りましょう！

厚労省Q&Aと会社掲示を対照すると…

- ①熱が37.5度以上ある＝発熱などの症状があることのみ
- ②就業不可とする＝一律に労働者に休んでいただく措置

熱が37.5度以上あったら、JR東海は、使用者（＝職場の管理者）の自主的な判断で休業させるということ！

つまり休業手当を支払う必要がある！

勤務扱いが私傷病休暇では、欠勤になってしまいます！